

# 自然栽培Ⅱ

## 有機農産物JAS規格で使用可能な農薬及び特定農薬 (特定防除資材)は使用可能です。

### 適用対象

次の品目で不特定多数の消費者に販売されているもの

- 未加工の野菜・果実
- 乾燥調製した穀類・豆類・茶等

### 生産の原則

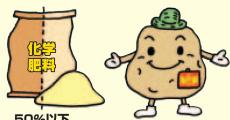
農業の自然循環機能の維持増進を図るために、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、

- ① 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる。
- ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する。

### 特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、

節減対象農薬の使用回数が50%以下  
化学肥料の窒素成分量が50%以下



50%以下  
(窒素成分)

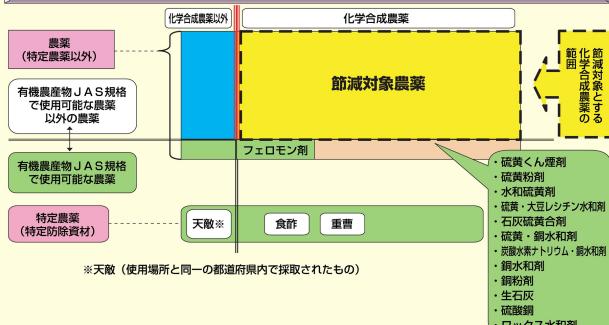


50%以下  
(使用回数)

節減対象農薬と化学肥料双方の  
節減が必要です。  
なお、節減対象農薬を使用しなか  
った場合、「節減対象農薬・栽培  
期間中不使用」との表示になります。

有機農産物とは、種まき前2年以上、栽培期間中も禁止された農薬、化学肥料を使用しないで栽培された農産物です。

### 特栽培ガイドラインで節減対象の化学合成農薬



### 名称について

「特別栽培農産物」と一括りの名称。  
農薬等資材の節減割合を隣接して表示。

		節減対象農薬	
化学肥料 (窒素成分)	不使用 5割以下に削減 慣行レベル	不使用	5割以下に削減 慣行レベル
		特別栽培農産物	
	適用の範囲外 適用の範囲外 適用の範囲外	適用の範囲外 適用の範囲外 適用の範囲外	適用の範囲外 適用の範囲外 適用の範囲外

## ・天敵

## ・重曹

## ・食酢

## ・硫黄くん煙剤

## ・硫黄粉剤

## ・水和硫黄剤

## ・硫黄・大豆レシチン水和剤

## ・石灰硫黄合剤

## ・硫黄・銅水和剤

## ・炭酸水素ナトリウム・銅水和剤

## ・銅水和剤

## ・銅粉剤

## ・生石灰

## ・硫酸銅

## ・ワックス水和剤